

高萩市立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年5月  
高萩市教育委員会

## 目次

1	計画の趣旨・現状	1
2	目標	2
3	計画の期間	2
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5	関連する取組、今後のフォローアップについて	6

# 1 計画の趣旨・現状

## (1) 計画の趣旨

高萩市教育大綱では、「主体的に学び、未来を切り拓く地域人(萩っ子)の育成」を基本理念とし、学校・家庭・地域・企業等が連携して子どもたちの成長を支える教育の推進を掲げている。これらの理念を実現するためには、児童生徒と向き合う時間を確保し、質の高い教育活動を継続できる教育職員の働く環境づくりが不可欠である。

近年、教育職員の業務量増加や長時間勤務が、授業準備や児童生徒理解といった教育の根幹に関わる業務に影響を及ぼしている。教育職員が心身ともに健康で、専門性を発揮しながら教育活動に取り組める環境を整えることは、児童生徒の学びの質を高めるための重要な基盤である。

このため教育委員会では、教育職員の業務量を適切に管理し、健康を確保するための具体的な措置を講じるとともに、学校における働き方改革を総合的に推進する。これにより、教育職員が授業改善や児童生徒への支援など、本来注力すべき業務に時間を充てられるようにし、教育大綱が掲げる教育の実現を支える。

本計画は、教育職員の働きやすさを高めるだけでなく、児童生徒一人一人の学びをより豊かにし、未来を切り拓く力を育む教育の質向上につなげることを目的として、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき策定するものである。

## (2) 本市の現状

本市では、令和2年3月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「高萩市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針に関する規則」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

## 【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
小学校	月 32 時間	23%	0%
中学校	月 44 時間	55%	0%

中学校では時間外在校等時間が 45 時間を超える教育職員が 55%に達しており、高い水準にある。これは、生徒指導や保護者対応、部活動指導による業務負担が大きくなっているためと考えられる。今後は、ICT の有効活用や学校運営協議会（コミュニティ・スクール）との連携、部活動の地域展開などを加速させ、教育職員の業務に、教育の質の向上に不可欠な時間的余裕を創出することが必要である。

## 2 目標

本計画において目指すべき目標は以下のとおり。

### (1)時間外在校等時間に関する目標

- ・1箇月時間外在校等時間が 45 時間以下の割合を 100%にする。
- ・1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を 30 時間以下にする。

### (2)ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和6年度の数値】

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を13日以上にする(12日)
- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を6%まで減少させる(7%)
- ・教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

## 3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

## 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

## (1)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

### イ 学校以外が担うべき業務

#### ◆ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等(「3分類」①関係)

- ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進。学校運営協議会(コミュニティ・スクール)の活動などを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

#### ◆ 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応(「3分類」②関係)

- ・保護者が第一義的な責任を負うことについての認識を様々な機会を活用し共有するとともに、校外の見回りについては地域学校協働活動(はぎッズ応援隊)や青少年相談員活動に委ねることとし、学校による自主的な見回りを原則行わないものとする。

#### ◆ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等(「3分類」④関係)

- ・地域学校協働活動(はぎッズ応援隊)の関係者間の連絡調整については、地域学校協働活動推進員(はぎッズ応援隊リーダー)等が中心になって行うものとする。

#### ◆ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応(「3分類」⑤関係)

- ・現在実施している弁護士等の専門家を活用できる環境整備を引き続き継続するとともに、教育委員会内への相談窓口の設置を検討する。
- ・各校に1台設置している通話録音装置について、増設を検討する。
- ・教育委員会において令和8年3月に発出した対応方針(「子どもたちの安全と学校・家庭の良好なパートナーシップのために(お願い)」)について、時点修正を加えながら保護者への周知に努める。

## ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

### ◆ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理(「3分類」⑦関係)

- ・CMS(コンテンツ管理システム)の機能拡充により、学校ホームページ更新作業の効率化を図り、教育職員の負担を軽減する。

### ◆ ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理(「3分類」⑧関係)

- ・現在行っている ICT 支援員による補助やコールセンターの設置について、サポート体制の充実や対応の迅速化を進め、日常的な保守・管理や ICT トラブル対応に伴う教育職員の業務負担を軽減する。

### ◆ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理(「3分類」⑨関係)

- ・水泳授業の外部委託を継続し、教育職員の授業準備等の負担を軽減する。
- ・未使用の学校プールについて、衛生面、維持管理の観点から適切な対応を検討する。

### ◆ 部活動(「3分類」⑬関係)

- ・令和8年度末までに、原則休日の全ての部活動の地域展開を実現する。

## ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

### ◆ 授業準備、学習評価や成績処理(「3分類」⑮⑯関係)

- ・校務支援システムの機能を活用することによって、授業準備や成績処理等に係る事務負担を軽減する。また、県の共同システムへの参加により、他自治体との標準化を進める。

- ・地域学校協働活動(はぎッズ応援隊)やSSS(スクールサポートスタッフ)による授業準備支援や授業支援を継続し、教育職員の負担を軽減する。
- ・既に中学校で運用している採点支援システムの小学校への拡充を図る。
- ・自動採点機能付きドリル教材の導入を検討する。

### ◆ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応(「3分類」⑱関係)

- ・SC(スクールカウンセラー)やSSW(スクールソーシャルワーカー)などの専門人材と教育職員が連携、協働した支援体制を構築する。
- ・引き続き教育委員会において訪問型家庭教育支援や教育支援センターを通して、不安を抱える家庭や不登校児童生徒等に対する効果的な支援を行う。

## (2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って(小4以上は年間で1086単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間、頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・勤務時間外は留守番電話を設定し、不要不急の電話対応をしないこととする。
- ・学校評価の結果に基づき学校運営の改善を図るに当たっては、在校等時間の長時間化につながらないことに留意し、当該措置が本計画に適合するものとなるようにする。

## (3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の改善を推進する。
- ・心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・学校における定時退校日を月4回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に5日間の学校閉庁日を設定する。
- ・令和8年度に運用を開始した早出遅出勤務制度の活用により、教育職員の柔軟な働き方を推進する。

## 5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、市ホームページで公表するとともに、定例教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、出勤簿等で把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り、指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援、指導を実施する。

- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会(コミュニティ・スクール)における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各種団体等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。